

議案第 2 号 地域公共交通確保維持改善事業補助金の申請について

別紙（案）のように二本松市地域公共交通確保維持改善計画を定め、地域公共交通確保維持改善事業補助金（フィーダー系統補助金）の申請を行う。

平成 2 7 年 6 月 2 6 日提出

二本松市地域公共交通活性化協議会
会長 新 野 洋

（参考）

平成 2 3 年度より新たな国庫補助制度として地域公共交通確保維持改善事業が創設され、二本松市コミュニティバスも平成 2 4 年度から補助金の交付を受けて運行をしています。

当該補助金を申請するためには、地域公共交通活性化協議会において地域公共交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議が必要です。

※「フィーダー系統」とは、鉄道や幹線バスなどの幹線交通系統から枝分かれした支線。
二本松市コミュニティバスは、これに該当する。